

調書(決定)

事件の表示 平成 21 年(行ヒ)第 446 号
決定日 平成 22 年 2 月 4 日
裁判所 最高裁判所第一小法廷
当事者等 別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示 東京高等裁判所平成 20 年(行コ)第 153 号(平成 21 年 7 月 28 日判決)

裁判官全員一致の意見で,次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第 2 理由

本件申立ての理由によれば,本件は,民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

平成 22 年 2 月 4 日
最高裁判所第一小法廷

当事者目録

申立人	国
処分行政庁	中央労働委員会
同補助参加人	全国金属機械労働組合港合同
同補助参加人	全国金属機械労働組合港合同南労会支部
相手方	医療法人南労会